破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第８号
富山県下新川郡入善町舟見1383番地３
破産者　野島　　齊
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第６９１号
北九州市戸畑区初音町１番13号
破産者　白石　桂子
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１４８号
佐賀県杵島郡白石町大字今泉631、住民票上の住所佐賀県杵島郡白石町大字今泉684番地１
破産者　前田賢次郎
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３５４号
仙台市太白区八本松１丁目13番11―1333号
破産者　石川　太一
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４７０号
仙台市泉区住吉台東５丁目６番地の19
破産者　高嶋　　穣
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
秋田市横森３丁目12番26号
破産者　鈴木　昭彦
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９号
秋田県山本郡三種町鹿渡字浜村下23番地
破産者　川田　翔太
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第６０号
秋田県山本郡三種町鵜川字東本田21番地３
破産者　古戸　　喬
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第１００号
山形市薬師町２丁目12番28号
破産者　丹野　皓吉
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７２号
山形市薬師町２丁目21番20―204号　市営馬畔アパート
破産者　垂石　信男
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８４号
山形市南館１丁目８番９号
破産者　馬場　辰夫
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７１号
山形県米沢市六郷町長橋411番地
破産者　坂野　雄一
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第８２号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生1127番地
破産者　木村　源一
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第９８号
山形県米沢市大字三沢26100番地１　国立病院機構米沢病院内、住民票上の住所山形県米沢市御廟３丁目１番５号
破産者　佐藤　敏子
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１５９５号
沖縄県那覇市辻１丁目９番17号　２階
破産者　堀内　達也
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３０号
新潟県柏崎市半田２丁目７番６―102号　エクシードＢ
破産者　田村　昭男
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
富山市花木471番地10、破産手続開始決定時の住所富山市上野553番地４
破産者　イーカインドこと　樋口　良輔
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５２号
富山県砺波市柳瀬994番地５
破産者　吉田　　正
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１０６号
静岡県富士宮市村山898番地の３
破産者　杉山江利子
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部